

## 第12回 ふじみ衛生組合地元協議会 議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成23年1月26日（水）18時30分から20時20分
- 2 開催場所 新ごみ処理施設現場事務所 大会議室
- 3 委員出欠 出席 17人  
出席委員 石坂卓也、伊地山和茂、小林秀行（副会長）、小林又市、小林義明、  
小松日出雄、佐藤由朗、清水八千代、田中一枝、増田雅則（会長）、町田宇平、  
野納敏展、内藤和男、荻原正樹、大木和彦、高畑智一、長岡博之
- 4 出席者  
事務局 田中實、深井恭、奥山尚、飯泉研、飯高秀男、和田良英  
JFEエンジニアリング株式会社  
パシフィックコンサルタンツ株式会社
- 5 傍聴者 2人

### 【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項  
(1) 第11回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について  
(2) ふじみ衛生組合地元協議会の今後の協議スケジュール（案）について
- 3 協議事項  
(1) ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）について
- 4 その他  
(1) その他報告  
(2) 次回日程
- 5 閉会

### 【配付資料】

#### 議事次第

- 【資料1】 第11回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨
- 【資料2】 ふじみ衛生組合地元協議会の今後の協議スケジュール
- 【資料3】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）
- 【資料4】 地元協議会委員名簿

## 【会議録】

18時30分 開会

### 1 開会

事務局 : 【あいさつ】、【配付資料の確認】

三鷹市下連雀9丁目アパート自治会選出：野中勇一委員の辞任報告。

### 2 報告事項

#### (1) 第11回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

会長 : 前回議事録の確認を行います。何かございますか。ありませんね。それでは、議事録は確認されたということにさせていただきます。

#### (2) ふじみ衛生組合地元協議会の今後のスケジュール(案)について

事務局 : 資料2をごらんいただきたいと思います。

上の四角のほう、今後の各年度の予定でございます。平成23年度に関しましては、できれば協定締結までを目標とさせていただきたいと考えております。施設の工事は、今現在、土木工事をやっておりますが、今後、建築工事、プラント工事とかかる予定でございます。平成24年度に関しましては、協定締結した内容の確認と監視体制の確認、それから、他施設の見学等も考えておりますが、施設の方は平成24年10月から試運転を開始するという予定で、それまでには建設工事、プラント工事等々もほぼ完了に近づくものと思っております。試運転に入る中で協定書の中身の確認をしていきながら、施設や運転状況の確認もしていただくというようなスケジュールでございまして、平成25年4月から稼働ということに向けて進めていきたいと思っております。平成25年度以降は協定書の規定に従って、定期的に報告や監視が始まるということで考えております。

下の四角ですが、平成23年の予定でございます。これは、今現在の皆様の任期が今年の11月3日までですので、できれば今の委員の皆様で協定書の中身を大方ご議論いただいて決めていきたいというようなスケジュールになっておりまして、これから隔月1回ずつ開催という形で書いております。10月ぐらいいまでは大方決めたいということで、12月、締結になっております。一応、このような目安で進めていきたいと思っております。最後のほうの月はかなりきつくなってこようと思いますが、その場合、月2回開くこともあろうかと思っております。

会 長 : この資料のとおり、今年は大体2ヶ月に1回、1、3、5、7という順序で、皆様のご意見次第でまた変わることは十分にあり得るのですが、今日を含めて大体6回ぐらいであらかたのところをまとめたいと思っています。我々の任期が済んだ後、新しい委員の方々に締結をしてもらうというようなところで、今年中に終わればというような予定であります

### 3 協議事項

(1) ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）について

会 長 : 資料3です。今回初めて項目だけではなく、条文のついた資料が事務局から配付されました。

この進め方ですが、皆様のご意見をお聞きしながら進めたいとは思いますが、前回、タイトルと、前文について、一応の意見をお聞きしてここに案として出されているわけですが、今日は、基本的には逐条的にやっていったらどうかと思っております。

特にお断りしておきたいのは、逐条的にやっていきますと、事務局案についての議論ということになるわけですが、工事協定でもありましたように、ここに書いてない事柄について、委員独自のお考えを持っていたり、新しい概念の条項文を伝えたいというようなこともあるかと思えます。

一応、逐条的に進めていきますが、委員のご意見によって新しい案があれば、そういうことを議論する場を必ず設けますので、それはお約束させていただいて、逐条的にやっていこうと思っております。

事務局 : それでは、資料3につきまして説明させていただきます。

表題の部分でございますが、前回「公害防止」となっていたのですが、そこを訂正いたしまして、「ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書」とさせていただきます。

前文のところでございますが、これは、「地元協議会」を改めまして、ふじみ衛生組合周辺自治会等（以下「甲」という。）とふじみ衛生組合（以下「乙」という。）は、乙が、東京都調布市深大寺東町7丁目50番地30外に建設する「（仮称）ふじみ衛生組合新ごみ処理施設」（以下「可燃施設」という。）ということで、「新施設」となっていたのですが、今後の運営に関する協定書になりますので、ずっと「新」というのもおかしいということで訂正させていただきまして、及び既存の「不燃物処理資源化施設」、これは可燃施設を受けてということで訂正させていただきましたが、（以下「不燃施設」という。）の施設運営に関し、次のとおり協定を締結するというふうに改めさせていた

できました。

第1章、総則の部分でございますが、第1条目的、この協定は、地域住民の健康、安全及び財産を確保するとともに、地域の生活環境を保全することを目的とするということで、これは地元協議会設置の趣旨にのっとりた目的にいたしました。

次に、「乙の責任」となっていたのですが、条文の内容も基本方針等にとりままとめておりますので、「基本理念」とさせていただきます。第2条、乙は、施設の運営にあたり、周辺環境と安全に徹底的に配慮し、安定稼働の維持に努めなければならない。

第3条、施設規模及び処理対象ごみでございます。これは、「処理」という言葉を追加させていただきました。項目だけ前回示させていただきましたので、変更部分は赤で入れております。第1項、可燃施設の施設規模は、処理能力288t/日とし、不燃施設の施設規模は、処理能力87.4t/5時間とするということです。

第2項、可燃施設の処理対象ごみは、可燃ごみ及び不燃施設で資源化した後の残さとする。また、不燃施設の処理対象ごみは、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ及び資源物とする。第3項、これは区域を言ったものでございますが、前項の処理対象ごみは、三鷹市及び調布市の行政区域内から排出されたごみ並びに「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱」に基づく広域支援及び近隣自治体との相互支援協定に基づき受け入れるごみとするということで、今日お配りしました広域支援体制実施要綱を後でまた触れたいと思いますが、その辺をごらんいただければと思います。

第4項、乙は、前項に定めるごみ以外を処理する必要があるときは、事前に甲と協議するものとする。

第5項、乙は、三鷹市及び調布市の行政区域内から排出されたごみを、広域支援等に基づき他の自治体に排出する必要があるときは、甲に事前に報告するものとするということで、受け入れるのと同時に、ふじみのほうから排出することも、第5項で掲げております。

第4条、活動です。まず、乙の活動です。乙は、環境学習等の充実を図るため、広報活動、他施設の視察、勉強会等を実施するものとする。第2項、甲の活動のほうですが、乙は、甲から施設の運営に関する啓発活動等の要請があったときは、これに応えるものとする。勉強会を行いたいので専門家を派遣してほしいというようなものについて、乙が応えていくというような内

容でございます。

第2章、環境保全対策。第5条、生活環境の保全でございます。乙は、環境と安全に関する法令及び本協定を遵守するとともに、可能な限り環境負荷の低減や施設周辺の生活環境の保全に努めるものとする。

第2項、乙は、ふじみ衛生組合周辺の生活環境保全対策として、周辺環境と調和した施設の景観に配慮し、できる限り緑地を確保し、緑化に努めるものとするということでございます。

次に、自主規制値の遵守ということでございます。この自主規制値に関しましては、第8回地元協議会の際の施設の内容の説明とか実施計画にもうたっておりますが、その自主規制値のことでございます。第6条、乙は、可燃施設の稼働に際し、別表1に掲げる各項目の自主規制値を遵守するものとするということで、今のところは、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類、水銀等について項目の説明を以前にさせていただいたところでございます。

第7条、環境測定及び調査でございます。乙は、別表1の項目及びその他本協定で定めた別表2の項目について、常時又は定期的に環境測定及び調査を行うものとするということで、別表1とか別表2が出てきますが、今日皆様方にお配りした協定書の後ろのほうに、別表1、別表2、別表3として、3行になった部分ですね。そのところに、別表1は、排ガスの自主規制値、別表2は、排水、騒音・振動、臭気等、これは例えばということで入れておりますが、今後の協議の中で项目的には定まっていくものと思っております。別表3は、交通計画（搬出入ルート、安全対策）という意味合いでの交通計画というものを入れるという内容でございます。まだ別表3のほうは出てきませんが、一応、別表1、別表2はそのような項目の内容であるということでございます。

それから、第7条の2項、前項の測定及び調査の回数及び方法等は、甲乙協議のうえ別に定めるものとするということで、この協定書とは別に定めていきたいと考えております。

第8条、情報公開でございます。乙は、本協定に基づき環境測定及び調査した別表1及び別表2の各項目のデータについて、公表するものとする。

第2項、乙は、別表1の各項目について、ふじみ衛生組合、三鷹市役所及び調布市役所の施設内において常時表示するものとする。

第3項、乙は、第1項の各項目のデータについて、広報紙及びホームページ

ジ等で公表するものとし、各項目の公表月は別に定める。

第9条、交通計画と安全対策でございますが、先ほど別表3と言った部分です。乙は、施設に搬出入する車両の交通ルート及び安全対策について、別表3に掲げる措置を講ずるよう、組織市等に要望するものとするということで、車両を管理する組織市等に要望するとしたものでございます。

第3章、監視体制でございます。第10条「運転の監視」としておりましたが、ここは内容を専門組織とさせていただいたので、表題の部分、「専門組織」というふうに改めさせていただきまして、乙は、地域住民の健康被害の防止及び施設の運転の監視を行うため、専門組織を設置するとさせていただきました。

第2項、前項の専門組織の構成及び所掌事項については別に定めるということで、真ん中に例示してありますが、学識者、地元協議会代表、行政職員、事業者等で組織する調査・協議機関というものを考えていきたいと思っておりますが、またその案を作成させていただきますので、ご協議いただきたいと思っております。

第11条として、施設への立入を追加させていただきました。甲は、施設内への立ち入りを乙に求めることができる。ただし、乙が、施設の稼働及び安全対策上支障がないと認めたときとするいたしました。

第12条、自主規制値を超えた場合の措置。乙は、可燃施設の稼働において、別表1に掲げる自主規制値を超えた場合には、直ちにその原因となる系統の焼却炉等の運転を停止し、必要な措置を講ずるものとする。

第2項、乙は、前項の原因及び講ずる措置について、第10条第1項に定める組織（専門組織）に報告し、安全の確認を行うものとする。

第3項、乙は、安全の確認後運転を再開するものとする。

第13条、苦情処理でございます。乙は、施設の稼働に際し、地域住民から苦情があった場合には速やかに確認及び原因究明を行い対処するものとする。

第2項、乙は、前項の対応について、第10条第1項に定める組織に速やかに報告するものとする。

第14条に損害賠償を追加させていただきました。今まで項目のみのときは損害賠償としてなかったのですが、ここでは追加させていただきました。乙は、施設の稼働に起因し、乙の責に帰すべき事由により地域住民に被害を及ぼした場合は、誠意をもってその補償を行うものとするということでござ

います。

第4章、その他でございます。その他の、最初、単に「期間」ということでございましたが、「協定の期間」として改めさせていただきました。第15条、本協定の有効期間は、甲乙異議がない場合は、施設の稼働が停止するまでとする。ただし、前条の規定は、この限りではないということで、前条、損害賠償の規定はこの限りではないということでございます。

第16条、協議。本協定に基づく甲と乙の協議又は報告及び確認は、平成21年10月27日施行「ふじみ衛生組合地元協議会設置要綱」（以下「地元協議会設置要綱」という。）に定めた地元協議会で行い、甲と乙は地元協議会の合意事項を尊重するものとするとしてさせていただきました。

第2項、本協定を変更する場合及び本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、第1項に基づき協議のうえ定めるものとする。

最後に、協定の効力ということで、「締結」を「効力」に改めさせていただきました。第17条、本協定の効力は、地元協議会設置要綱第3条第4項別表第2に定める町丁目の住民に及ぶものとするということで、今日は地元協議会設置要綱をつけさせていただいております。

地元協議会設置要綱の別表第2、三鷹市、調布市合わせまして10の町丁目の名前が掲げてあります。その次のページに、カラーの地図があります。カラーの地図をごらんいただきたいと思いますが、真ん中に黒く四角くなっている部分がふじみ衛生組合の敷地でございます。緑色で楕円形になっている部分が半径500メートルの範囲でございます。今、建設ニュースを配布させていただいている区域でございます。それから、青い部分です、今申し上げた町丁目の部分でございます。緑色の線が引かれたところに町丁目がかかった部分を、町丁目境で線を引くと、この青い部分になります。青い部分は、おおよそふじみ衛生組合から半径700メートルから1キロぐらいの範囲になります。緑色の部分よりさらに広がります。赤い部分は、地元協議会、皆様方の所属している自治会の区域でございます。特に三鷹市のほうが、新川宿町会が右側にかなり出ているのと、左側に野崎町会がずっと長く大きくあるところでございます。これは500メートルの、緑色の区域にかかる自治会の範囲ということで、大きく出ているような状況です。

今回は、協定書の自治会に所属していない住民の皆様、それから、自治会のない区域の住民の皆様でも、この青い色の部分の住民については、この協定の効力がありますという条文にしております。

協定書のほうに戻っていただきますと、一応17条まででございまして、附則として、この協定は、平成25年4月1日から施行するというので、JFEから平成25年3月末で引き継ぎを受けますので、4月1日からふじみの所管に移るということになろうかと思えます。

協定書の締結については、前文のところでも申しましたとおり、ふじみ衛生組合周辺自治会等の会長と、ふじみ衛生組合管理者が交わすという結びになった協定書をたたき台として作成いたしました。

会 長 : 最初から順番に、入っていきたいと思います。

タイトルですが、「ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書」ということになっていまして、従前「公害防止協定書」と言ってきましたが、前回の皆様の意見も勘案してこのタイトルになっています。よろしいでしょうか。それでは、タイトルはこのように決めたいと思います。

そこで提案ですが、「ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書」、言いにくいので、「に係る」という部分は「の」でいいのではないかと思うのです。「ふじみ衛生組合ごみ処理施設の環境保全に関する協定書」のほうが、日本語としてわかりやすいように思うのです。異議がなければ、このように決めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

G 委員 : 解釈上、定義をしておかないといけないと思うのです。「の」だと、それそのものについてです。「係る」というのは、それにまつわる少し広い範囲も入りますから、その定義をしっかりとっておいてください。

会 長 : 言いにくいということがある。しかし、正確性のほうが大事だと思うので、皆様のご意見を伺いたいと思うのです。「係る」のほうが、より範囲が広いから、そのほうがよいというご意見と考えたらよろしいですか。

G 委員 : ここでいう処理施設とは、設備そのものではなくて、総じて運用についてです。簡単に言うと、「施設の環境保全」ということになると、その施設、設備そのものの環境保全というふうになってしまうので、内容は変わります。協定の内容は、この施設を使っていろいろな事業をして、それに付随したとか、派生する環境保全という意味だと、「係る」というふうにするのが、普通ではないかと思えます。

これは、最後にもう1度法律家に聞いていただければと思います。

会 長 : 順次決めていったほうが良いと思うので、提案をとり下げまして、原案どおりということにしましょう。「ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書」といたします。



次、前文です。論点が2つありまして、甲と乙をどうするかということと、対象施設をどうするかということが前回も問題になりまして、いろいろ議論があったところです。結論は出ていませんが、事務局で皆さんの多数の意向を踏まえ、甲はふじみ衛生組合周辺自治会等にし、乙はふじみ衛生組合です。対象施設は、ここでは可燃施設と不燃施設とを一緒にしています。当然これは区分すべきであるというご意見もありました。

まず、甲と乙についてご意見がございましたらお願いします。

工事協定では、甲は地元協議会でした。私が筆頭に印を押しました。ここでは、そうではなくて、先ほど事務局から説明がありました地元協議会設置要綱別表第1の自治会でございます。この自治会の会長さんに押しさせていただく、これが甲でございます。それでは、原案どおりとさせていただきます。

次に対象施設、可燃施設である新ごみ処理施設と、既存の不燃施設である資源化施設を一緒にする。そして、これを対象にして協定を結ぼうという案になっております。

B 委員 : 前回の協議会におきまして、野納委員から、不燃施設を協定書に入れるのであれば基本的な情報が欲しいという趣旨の発言がございました。不燃施設の情報でございますが、現在、新しい東側、北側建屋を含めましたパンフレットを作成しているところでございます。そのパンフレットが3月にはできる見込みですので、それを皆様に見ていただきながら、不燃施設の説明をさせていただきたいと考えております。

G 委員 : 2つの施設の定義をしっかりとっておいていただかないといけないと思うのです。そのほかにも定義することはあるのかもしれませんが、施設であれば、例えば建物を、図面で明示し協定書に付図する方法もあるでしょうし、設備の定義というのも必要でしょう。それぞれの施設で今後長い運用をしている間に、いろいろつけ足しやら、変わってくるかもしれません。そういう場合になると、協定の内容が違ってくるかもしれないので、現時点での協定書の両施設についての定義を、明確にしておくべきではないかと思えます。先ほどの自治会等についての定義も含めてになると思いますが、そういう定義をしていただきたいと思います。

会 長 : これは一緒にしてもいい。しかし、その条件として、両施設の定義を明確にしておくと、こういう意見と考えてよろしいですか。

G 委員 : 一緒にというのは。

会 長 : 対象施設は、可燃及び不燃であっていいが、そうする場合には、その施設

のそれぞれの定義を明確にしておくということです。

G 委員 : 定義をまずして、それを見て、それが一緒にやってもいいかどうかという議論をしなければいけないということです。

2つの施設の、それぞれ説明を受けると、稼働年数も違うと思うのです。そうすると、どういうふうになるのか。そういう問題もあると思いますので、それをまず説明していただいてからということになると思います。基本的には、同じふじみ衛生組合で、同じ場所でやるわけですから、大きな異議があるわけではないのですが、それは明確にした上での判断となります。それぞれの運用年数なり、それぞれの運営方式というものがあろうと思います。前回は申し上げましたが、公害防止とかいうものについては、可燃ごみ処理施設について、今まで随分説明を受けておりますが、不燃ごみ処理施設についてどういうことがあるのか、今後の計画がどうなっているのか、例えば向こう20年間で建てかえるとか、どうするのかという計画もあろうかと思えます。そういうことを聞いた上でないと判断しかねますので、説明をいただきたいと思っています。

会 長 : ここでは議論できない、決められないということですね。

第3条の2項には、対象ごみというのは明確になっているのですが、これは確かに施設は書いていないわけですので、それでは施設の定義がないとだめだということです。そういうふうに理解します。

F 委員 : 不燃施設に関する基本的な審議をする資料がほとんどないわけです。そういう状況で、ここに載ってくるということになると、ほんとうに議論できるのかということも、常に心配します。今まで我々がふじみ衛生組合を通して見てきて、不燃施設の問題点というのは指摘してきたわけです。

既存施設でおいの問題はどうなるのか、基準を守って、それを超えたににおいはどうするのかというような問題がこれから出てくるのではないかと思います。新施設のほうは、いろいろ資料を見せていただいて議論できますが、不燃施設については全くといっていいほど資料がない。

反面、不燃施設に対する地域の疑問、不満が充満しているというのが現状だと思うのです。これを一緒にして議論していくべきかどうか、この辺も議論していかなければ、なかなか進まないのではないかと思います。しかも、先ほどのスケジュール表によると、今年の11月ぐらいまで、我々の任期までには決めたいとなっているときに、今指摘された材料がそろうのかということも考えていかなければいけないと思うのです。

- 会 長 : 分離したほうがいいのかということですか。
- F 委員 : 議論の端緒としてある程度材料をもらわないと、いっしょにしていいものか、分離していいものか、判断できない。
- 会 長 : その後の議論が、今年中にそろわないのではないということもあるわけですか。
- F 委員 : そういうおそれも十分あるということを心配しています。
- 会 長 : 一緒にするのはやぶさかではないが、不燃施設の性格、能力、性能、そういうものが十分にわからない以上は軽々しく受けられないと、こういうことになると思う。そのことは、進行する立場として相当考えてはきたのですが、これから逐一条文で議論していただくときに、各条文を見ていただくとわかりますが、すべてそういう分離が明確にわかっていないと、審議ができないのかと考えますと、もちろんそういう条文はありますし、そうでないものもあるわけです。1つは、一緒にしておいても差し支えない部分で、もう1つ、明確でないと決められない部分が必ずあると思います。その部分は、第3条の書き方が1つの参考でしょうが、可燃施設はこうだ、不燃施設はこうだという書き方もあるかなと思います。
- もう1つ、不燃施設、可燃施設について、これが本来の目的ですが、いろいろな縛りをこれから入れていくわけです。どういう縛りを入れるかによって、一緒にできたり、一緒にできなかったりすることもあるので、今、皆さんのご意見を聞きながら思いますのは、決めないでおこうと思います。ただ、条文は、決めないと審議ができないのかというと、決めることが先になるのですが、やっていきながら、差し支えのあるところは残すとか、そんなふうにさせていただこうかと思うのですが、いかがですか。
- これは条文の検討を進めていく1つのテクニックです。もし不燃施設の性格、性能、あるいは将来計画がきちんとならない限り、この議論ができないとすると、今ないので、ここでストップするのです。
- G 委員 : 進めていいと思うのです。ただ、ここの分は残しておいていただきたい。
- 会 長 : 残しておく、決めないでおきます。
- G 委員 : 1つ申し上げたいのは、前回それを言って、今回の会議にあたって、そういう資料が出てこない、1ヶ月あっても出てこないのは遅過ぎる。それで、今度は3月という話でしょう。パンフレットをつくる、つくらないという問題ではないと思う。
- 会 長 : 前文は、何を対象とするかというのは空白にしておきます。今後、例えば、

条文を読んでいって、これで適否かどうかというときに、その定義が明確でないと議論できないというようなことがない限り、一応進めさせていただこうと思います。両方考えていただいて、これはだめだというのは延ばしていきますし、あるいはこの議論はそこでストップするということにします。

一応了解を得たということで、第1章の総則から始めたいと思います。

G 委員 : ふじみ衛生組合で、この目的でいいんですか。目的は、施設を操業するに当たってこういうことを配慮したいということなのでしょう。大前提ですから、財産を確保するなんて、できるのですか。

K 委員 : この目的というのは、協定書の目的だから、ふじみ衛生組合の目的とはまた違いますよね。

G 委員 : 前回、他施設の協定書の目的が2例ほどありました。ごみ処理施設を稼働するに当たって、周辺住民の生活環境を確保するというので、ここにはその文が書かれていないだけの話で、当たり前なことだから書いていないのかもしれませんが。

会 長 : 何々の施設の建設及び稼働に際しと、そういう言葉が抜けているということですか。

G 委員 : 書かなくていいのですねということです。いいのであれば、私としては一向に構わないです。

会 長 : それは暗黙の了解だと思います。前文にも書いてあるわけです。何が含まれるかはわからないのですが、新ごみ処理施設は絶対に含まれるわけです。今おっしゃることは、前文に含まれていると思われま。

次、第2条に入らせていただきます。

G 委員 : 第2条は、施設という新しい言葉が出てきました。先ほど議論したように、可燃施設と不燃施設というのは定義するという前提でいうと、施設というのは、これは両施設のことだろうと思うのです。そうであれば、可燃施設、不燃施設（以下「施設」という。）とかのように文章としては定義づけしていただかないといけません。今後も、施設という文言が出てくると思います。

会 長 : これはそのとおりだと思います。まず1つ、施設の定義はするということにします。何をどう定義するかというのが抜けていますので、両施設になるのか、片方になるのかわかりませんが、ここでは定義をするということにさせていただきます。

G 委員 : 第2条に、次の文章をつけ加えていただけないかと思っています。「特に可燃施設については、長年反対運動があったこと、それから、施設が建設基準

を超える建物であったことを認識し、周辺への負荷を極力低減するものとする。」施設の運営に当たって、今までのいろいろな経緯を、短い文で恐縮ですが、入れていただけないかと思います。

事務局 : その辺につきましては、どういう意味をもつのか、問題もあろうかと思えますので、私どものほうでも内部的に検討させていただきたいと思えます。

会 長 : 即答は困難と思われますので、事務局のほうで検討してもらおうことにしたいと思えます。

それでは、今の文言追加はペンディングになっているのですが、確定したのは、施設とは何を指すのか、これは今まさにわかっていないわけですが、その定義をすることだけ決めておきます。

次の第3条も、これはペンディング事項そのものでございますが、第3項について、前項の処理対象ごみはというのは、可燃ごみということはわかるのですか。前項の処理対象ごみは、可燃ごみか、それとも不燃ごみも指すのか。

事務局 : 今日、机上に配付させていただきました多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱をごらんください。3ページ目の第14条、対象事業のところでございますが、中間処理業務として、家庭系可燃ごみ、不燃、粗大ごみ処理を原則とするということで、ここで広域支援のほうはそういう定義づけをしてございます。そうした意味も含めて、可燃、不燃ということでございます。

会 長 : そうすると、第3項の討議はよかろうと思えますので、いわゆる「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱」に基づく広域支援及び近隣自治体との相互支援のごみとするというのは、これは妥当なところではないかと思うのですが、このことを説明してください。

事務局 : それでは、今のページの第4節、支援の部分の第16条をごらんいただきたいと思えます。協力の必要な事態ということで定義づけてございまして、3項目ございますが、まず、緊急事態・不慮の事故に対応して広域支援を行うというのが(1)の部分でございます。

(2)につきましては、定期点検整備、改修工事、更新、新設であらかじめ計画された事態ということで、定期的に毎回来るわけですけれども、そうした事態のところでは支援を行うということです。

それから、(3)が、基本計画等に基づき、ごみ処理施設の建設計画が市町村等において、決定されている場合、ということは、建てかえ事業のようなことを言っているのですが、完全に計画が決定されている場合、言い換えれ

ば、決定されていないで広域支援をただ続けるということはないということで、基本的には、この3つの事態が生じたときに受け入れるということでございます。

ふじみ衛生組合においても、他施設でこのような事態が生じた場合は、この要綱に基づいて受け入れるということでございまして、受け入れについて細かく規定しておりますけれども、ブロック分けがされており、同一ブロックの中でも、受け入れ体制が無理であれば、他のブロックに依頼をしていくこととかが、規定されております。

会 長 : この3項につきましては、前項の処理対象ごみというのは、ペンディングですが、言葉だけ言うと、決まったらこれも決まりますので、この3項そのものについては、異存はないと思うのですが、いかがですか。

G 委員 : 近隣自治体との相互支援協定というのは、既に結ばれていますか。

J 委員 : これは、武蔵野市と三鷹市で締結をしております。昭和30年1月に、武蔵野三鷹地区保健衛生組合が設立をされまして、昭和59年に第2処理場として武蔵野クリーンセンターが建ち、同じ年に第1処理場として今の三鷹市環境センターが建ったわけです。その中では、組合として一体となっていましたから、第1処理場、第2処理場どちらかが全炉停止をすると、その期間中は、お互いのごみをやりとりしていました。武蔵野三鷹地区保健衛生組合は、ごみだけではなくて、伝染病棟も共同で運営をしておりました。

そして、武蔵野三鷹地区保健衛生組合が平成15年3月31日をもって解散いたしました。したがって、おのおのの市で独立して施設を持つ形になったわけです。第1処理場は三鷹市環境センターであり、第2処理場は武蔵野クリーンセンターであるということで、そこで相互の支援に関する協定を結んで、ちょうど同じ量、年600トンほどずつをお互いに全炉停止するときには、三鷹が武蔵野へ、武蔵野が三鷹へということで、ずっとやってきたものでございます。

三鷹市と武蔵野市が結んでおり、ふじみの名前が入ってございませませんが、そういう歴史的経過の中で、ふじみへの処理の継続をお願いしたいと考えているところでございます。

G 委員 : 広域支援体制実施要綱の最後に附則がついています。附則で、平成6年、12年、22年とそれぞれ改定を行っております。これは、こういうふうに時折改定するものだろうと思うわけです。したがって、今回の協定書においては、今の状態のものについて議論しているが、今後、この要綱については変

わっていく可能性があるだろう。それから、書かれている広域支援及び近隣自治体との相互支援協定というのは、今はないのかもしれませんが、これから可燃ごみのやりとりをするとすると、こういうものを結びますということを行っているので、そういうものは現在協定を検討しているときには、我々は想定していません。事務局案では、そういうことを組合が自由にできるということになるので、そうではなく、事前協議にさせていただきたいと思う。

三鷹市と調布市の一般ごみの焼却については、目的物ですから当然ですがけれども、他の自治体のもの、域外のものを受け入れることについては、この協定に要綱とこういうものを入れれば自動的にふじみ衛生組合で自由にできることになっています。ここに入っていれば、地元協議会に諮る必要はないわけです。そうではなくて、我々の地元協議会メンバーの事前協議にしてもらいたい。つまり、第3項については、三鷹市及び調布市の行政区域内から排出されたごみについては構いませんが、その次の「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱」に基づく云々については、決して拒むわけではありませんが、事前協議事項ということにさせていただきたい。このように入れておくと、幾らでも後でできるわけですから、そうしたほうがいいと思います。

具体的に言うと、例えば、小金井市で焼却施設を計画します。これは10年後になりますという、その間については近隣のこういう施設があるところが受け入れましょうということですから、それは当初の想定しているごみの量とはまた違ってくると思いますし、それは事前協議というふうにしていただきたいと思いますと思うわけです。

会 長 : 武蔵野市とのごみの関係と、この広域支援体制の要綱に基づくごみというのはどういう関係にあるのですか。その関係を教えてください。

J 委員 : 相互支援というのは、歴史的経過の中で、三鷹市と武蔵野市、第1、第2処理場がありましたから結んだことをごさいます、広域支援体制のものは別でございます。広域支援体制というのは、現在、調布市が三鷹市に持ってきているのもございます。三鷹市はこれで支援をさせていただいています。その量4,300トン分は、まさに広域支援の位置づけで、この16条に基づくものでございます。多摩ニュータウン環境組合にも、調布市は搬入していますが、そのように成り立っているところは別でございます。

会 長 : 別だということですね。

J 委員 : 流れている精神は同じです。お互いに助け合おうということをごさいます。

会 長 : G委員の意見は、この協定書第3条第3項の支援は事前協議にしたいとい

う理解でいいですね。

G 委員 : そうです。

事務局 : 広域支援体制実施要綱を補足的に説明させていただきますと、第4節支援の第19条、支援の要請ということで具体的に書かれております。要請があったらすべて受け入れるということではなく、基本的には受け入れの協議が調ってからとなります。受け入れ協議が調っても、そのブロック内で受け入れられない場合は断れる。断った場合は、さらにブロックを飛び越えていろいろな協議をしていながら調整をしていくとなっております。何が何でも受け入れるということではなく、まず広域支援のブロック協議会で協議をする、協議が調えば協定を締結するという話で、そのときに受け入れることが決まってくるのです。こうしたことは、実際に事が生じた場合は、地元協議会の中でご報告させていただきながら調整をさせていただく形になってこようかと思えます。ここでは、基本的な話として、広域支援は、お互いに助け合うべきだろう。広域支援の中で、私どものほうも困ったら助けてもらおうというのが第5項に入っているわけでございます。その辺の基本的な考え方としてご理解をいただきたいと思えます。

G 委員 : 広域支援は非常に重要だと思うし、個人的にもどんどん進めたほうがいいと思う。ただ、要綱にも書かれているように、ごみ処理支援を受けたいという場合には、毎年4月10日までに1年間の計画を出して、ブロック会議にかけてやることになっているのですから、それで受ける場所があれば、自治体同士で委託業務契約というのを結ぶことになっている。かなり前からわかるわけですから、そういうものについては年度初めに、協議会の中で「事前協議」をしていただければ、地域住民は安心できます。事前協議という言葉にこだわっているのでは。域外処理は、どういうメリットがあるのか、当然ながら受け入れれば、それだけの委託費も入るし、そういう意味ではコストダウンにつながるでしょう。それは決して悪いことではない。

一方で、地域住民にどういう影響があるのかというと、少なくともそういうものを受け入れた分だけの排気ガスなり、負荷は高くなるだろうし、交通量も多くなるだろう。そういうものは、もうちょっと開かれたスタンスでオープンに協議してもらいたい。当然ながら域外処理は、降ってわいたように突然起きることはないと思うのです。事故などの突発的なことについては構いませんが、要綱をよく読みますと、新年度の計画書を4月10日までに出して、それで協議しようとなっているのですから、それと同じように受け入



れるのであれば、この協議会の中で事前協議してもらいたいと思います。

したがって、協定書の解釈の上からすると、この3項の書き方だとフリーハンドを与えることになるのです。原則としては、三鷹市と調布市の一般ごみを処理するという項ですから、域外のものを受けるときには、協議をしていただきたいと思います。今のこの文章では協議する必要はないというふうになっているわけです。

会 長 : 今の委員の意見も、広域支援を否定して受け付けないと言っているわけではなく、地元の皆さんの協議する場を設けてほしいと解釈します。次回まで、時間もありますから、事務局のほうで何らかの形で、今の意見を反映するようなことをしていただければと思います。

F 委員 : 広域支援では、調布市もお世話になっているので、これはよく理解できます。ただ、ここで、近隣自治体というのがわからなくて、これは具体的にはどういうことだと、今、J委員から説明されたとおりでと思うのですが、ここは少し、話は違うのではないかと考えております。

地域としても、最大の協力は広域支援という形の中でできると思います。さらに、一個、近隣という言葉も、どこまで近隣かもわかりませんが、これはフリーハンドで結ばれるということで、さっき言ったような事前協議はあると思いますが、話がついたところでの話になるのではないかというようなおそれも感じておりますので、ここは別途もう少し皆さんの議論を待ってやってほしいと思います。

会 長 : 広域支援については今のくくりでよろしいが、及び近隣自治体との相互支援協定は、やめてほしいということですか。

F 委員 : 今までの歴史的経過が三鷹市にあるから、これを設けてほしいということでしょう。それは、場として認めざるを得ないとしても、今後新しい、どういふのがあるかわからないではないですか。近隣という言葉、どこまで含むかわからないのです。ここをフリーハンドにしておくということは、全く話は別ではないか。地域としては、ごみに関しては、ほんとうに慎重なのです。この辺をあまり簡単に考えて、くくられると困ると思います。慎重であるべきだというのが基本的なスタンスです。

会 長 : 事務局でご検討いただきたいが、三鷹市と武蔵野市が結んでいる既存の協定はいいということですから、例えば、既存のというような言葉を入れて、残りは多分広域支援体制になるのだろうと思うのです。今あるのは、これは決まった約束に基づいてやるわけですからいいと思うのです。ですから、既

存のというような言葉が入るのか入らないのか、その辺もご検討いただいて、ここがフリーハンドにならないようにというのが、今のF委員の話だと思います。

G 委員 : 第3条第2項の、不燃施設で資源化した後の残さというのはどういうことを言っているのですか。ごみ処理計画書の受け入れる対象の中に入っていましたでしょうか。

B 委員 : 不燃ごみ処理施設では、不燃ごみ、粗大ごみ、そういったものを受け入れているわけですが、すべてがリサイクルできるわけではございません。徹底的にリサイクルできるものはリサイクルを行います、実際にはリサイクルできないものもございます。

例えば、プラスチックごみ等の中に食品が付着しているようなものについては、残念ながらリサイクルできませんし、粗大ごみの中にも、ゴム製品などについては残念ながらリサイクルできません。

そういったものを残渣と言っておりまして、新ごみ処理施設ができた後には焼却対象とするということで、これは三鷹市、調布市の、それぞれごみ処理計画の中にも織り込んでおりますし、新ごみ処理施設の基本計画、実施計画等にも書いてございます。

会 長 : 量的には年間5,000トンぐらい見積もっておりましたか。

B 委員 : 大体5,000～6,000トンになろうかと思っております。

会 長 : 相当初期の計画からこれは入れますというのは書いてありました。それについて異論を言う方もおられたのも事実ですが、今のところ修正されずに残っております。

次は第4項、乙は、前項に定めるごみ以外を処理する必要があるときは、事前に甲と協議する。これはいわゆる広域支援体制実施要綱に基づかないものという意味ですか。

事務局 : 既存の支援協定以外のことが生じた場合、例えば、近隣自治体のところで大災害があつて、災害ごみを受け入れることがあるかもしれません。それはお互いさまの中で、さまざまなことを想定した条文でございまして、これが適用されるかどうか、今後のことになろうかと思いますが、そのときには事前に協議するというところでございます。

会 長 : ついで、第5項その逆です。4と5は我々も受け入れるし、あるいはお願いすることもあるということです。

G 委員 : 3項と4項、5項はあれですが、この辺が、今具体的にどういうものかと

というのがわからないで、言葉として解釈しているのも、不安な面もあるので、何度も言いますが、要綱に基づくものとか、近隣自治体のというのは、いずれ契約をするのでしょから、それは事前協議にすればいいと思うんです。ぜひとも、それを事前協議の対象にさせていただきたいと思います。もしそうしないのであれば、これはもう一項設けていただいて、甲は乙に対して年間処理計画というのを説明していただきたい。

ほかの自治体からも受け入れますとか、人口動態によっては数量も変わってくるかもしれませんが、いろいろ変わってくる。そういう公害防止計画も含めて、年間操業計画というのか、その中で今年はこういうものをやると、こういうものをこうしますということを説明してやっていただければと思うのです。

会 長 : 今のご意見は、こういうことについて、甲、すなわち周辺自治会の意見が何らかの形で反映されることを残してほしい。地元協議会で協議するというようなことが何らかの形で反映されるようにしてほしいという、G委員の意見と考えますので、事務局でその部分を、第3条の3、4、5項に関して、どのような案が考えられるか、検討いただきたいと思います。

G 委員 : 第4条の第1項、環境学習がうたってあるわけですが、環境学習というのは、具体的には私ども住民からすると、いわゆる自治体の啓蒙活動としてのごみ処理の状況の説明、可燃、不燃両施設での運転状況、それから、排ガスとか、騒音だとか、公害にかかわるようなものの状況説明、こういう環境学習ができる場所というか、そのようなものを提示していただいたり、勉強したりするような内容が必要なんじゃないかと思います。

ここでは、広報活動、これはわかります。他施設の視察もわかります。勉強会、これも内容があいまいですが、この施設によって起こるといいますか、測定した公害要素といいますか、こういうものの周辺への影響はどうだったとか、環境アセスに比べて問題なかったとか、そういうふうな環境学習といえますか、そういうものができるような活動をお願いしたいと思っているわけです。

会 長 : ふじみ衛生組合の活動結果としての実績報告書、例えば、CO<sub>2</sub>がどれだけ出たとか、どれだけのごみを処理したとか、あるいは、ダイオキシンなり何なりの実績がありましたということですか。

G 委員 : 発電をこれだけしましたとか、CO<sub>2</sub>をこれだけ削減しましたとか、そういうことも入れるべきだと思います。

会 長 : 実績報告を入れるべきだということです。事務局に配慮いただけたらと思います。

G 委員 : 第2項、これは、書き方の内容、ニュアンスなんですが、住民のほうから啓発活動等の要請があったときは、これに応えるものとするを書いてあるが、そうではなくて、甲と乙は、すなわち住民側とふじみ衛生組合は、こういう啓蒙活動について一緒に協議してやっていこうと、そういう姿勢が必要なんではないかと思います。

会 長 : 一緒にやりましょう、こういうことです。

G 委員 : 第5条について、法令遵守については別条立てにすべきだろうと思っております。法令については、環境だけではなくて、廃掃法だとか道交法だとか、そういうものもありますので、法令遵守というのはもう1つ別条立てをして、環境関連だけでなく、運営にかかわる法律の遵守というのもうたっておくべきだろうと思います。それから、さらに第2項としては、乙がそれを遵守するというだけでなく、乙の委託業者、こういうものも当然それに含まれるということをやらうべきではないかと思っております。

会 長 : 第5条は、1、2、3項ぐらいに別立てにして、それから、委託業者の条項もそろえるというのがご意見です。

G 委員 : そうではなくて、法令遵守という1つの条文立てをして、生活環境だけではなくて、いわゆる操業にかかわること、そういうものを1つ法令遵守というので設けるべきではないかと思っています。

会 長 : 環境負荷の低減や、その他という以下の文面は別条立てにするべきだということですね。

本日は、第5条までということにいたします。

#### 4 その他

##### (1) その他報告

D 委員 : その他報告事項として、3点ほど報告させていただきます。

まず、1点目でございます。新ごみ処理施設建設工事の進捗状況ということで、現在、掘削工事が3次、4次掘削に入っているところでございます。ごみピット部が最も深く、13.2メートルほど掘っております。灰ピット部分で7.35メートル、そのための10トンダンプで搬出している台数でございますが、1日約100台というふうに見ているところでございます。これが掘削工事にかかわることでございます。

次に、ゲート工事につきましては、今まで既存のAゲートを使って東八道

路から入っていたものを、新しくAゲートとして1月7日から搬入をしているところでございます。出口につきましては、西側のBゲートから搬出しているところでございます。旧Aゲートにつきましては、1月6日に閉鎖工事をさせていただいております。

次に、煙突の工事でございます。煙突工事につきましては、基礎のくい打ちを1月17日から21日まで施工いたしまして、16箇所、16セットのくい打ちが終わっているところでございます。掘削につきましては、本日1月26日から2月5日までの予定で組んでございます。こちらの深さにつきましては7.1メートルを予定しているところでございます。これが現在の工事の進捗状況でございます。

会 長 : 2月5日までに、掘削作業が全部終わるのですか。

D 委員 : 煙突につきましては、2月5日終了予定です。

第2点目といたしまして、建設工事にかかわります電波障害がここで発生いたしました。昨年11月26日、ふじみ衛生組合の敷地近隣、北西側の方からテレビの電波障害が出ているという苦情を受けました。確かにテレビの画像が不良であるということを確認したところでございます。

12月3日に入りまして電波障害の調査を実施いたしました。そうしたところ、ふじみで、その当時行っていました大型の重機クレーンなどによる影響が出ているということがわかりました。その調査の方法としましては、東京タワーから電波が来ておりますので、大型クレーンと東京タワーとを結ぶ直線上で、ふじみの西側道路上で1箇所、それとおおよそこの事務所の前あたりになるかと思いますが、ふじみの敷地内が2箇所目、3箇所目に、東八道路のふじみの東側の交差点がございます。その3箇所で調査を行ったところでございます。

その結果、これが判明したのが12月14日になりますけれども、調査の結果といたしまして、高さ10メートル未満のテレビアンテナに大型の重機クレーンの影響と思われる電波障害が出ていることが判明いたしました。それによりまして、12月17日、苦情の申し立ての方とふじみ衛生組合管理者と、それからJFEエンジニアリングの三者で「テレビ電波障害対策の覚書」を取り交わしたところでございます。

その内容は、工事期間である平成25年3月までのケーブルテレビの使用料について、JFEエンジニアリングが負担するというもので覚書を取り交わさせていただいたところでございます。現在のところ、ケーブルテレビに

よりまして、問題なくテレビ画像が鮮明に映っているというところでございます。

会 長 : それでは、次、3つ目をお願いします。

D 委員 : 3点目につきましては、第11回の地元協議会の中で、F委員から指摘がございました、東京電力によります鉄塔の建設工事に関することでございます。その第11回の中で、私どもの事務長から、東電等の情報等を今後収集していく中で報告をしていきたいということをこの場でお話しさせていただいたところでございます。

今年1月になりまして、東京電力から当初計画案でございます調布市深大寺東町のすわくぼ東児童遊園の鉄塔建設をやめて、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、いわゆるJAXA内の敷地に鉄塔を建設することになりましたということを聞きました。また、その内容については、地元の方々に説明していきたいということもあわせて報告を受けているところでございます。

会 長 : 本件につきましては、私も聞いております。

F 委員 : 東京電力からの連絡を受けまして、私ども近隣、直近の住民の方及び周辺4自治会の鉄塔問題連絡会という中で終息宣言をいたしました。我々の見えなところでいろいろ皆さんに頑張ってもらっていて、無事に地域に、すわくぼ公園の直近の皆さんにご迷惑をかけないで、国有地みたいなところで、航空研にお世話になるということになりまして、ほんとうに地域としてはほっとしております。改めて御礼申し上げます。

今後、敷設等の問題がまた起きてきますので、近隣の住民の方々にいろいろご迷惑をかけると思いますが、この辺の配慮も、ふじみ衛生組合の皆さんも気を使っただけで、東京電力のほうでも努力されると思いますが、心がけていただければ幸いです。よろしく願いいたします。

会 長 : 深大寺東自治会長でもあるL委員、何かありましたら、どうぞ。

L 委員 : 結構です。

会 長 : F委員から話のあったとおりでして、一応、終息宣言したという話がありました。

以上ですが、若干時間もあるので、この協定書の進め方そのものについてご意見があったら伺っておきたいと思っております。

F 委員 : 本日は、第1章総則というところで議論したわけですが、そこで、地域の住民の方々が、基本的なごみ処理についてどう考えているかという議論をもう少し聞いたかったという面があります。私は、ごみはほんとうに最少にして

もらいたい。地域としてこの辺を確認の上で議論を進めていただきたい。何か漠然とした議論ですけれども、この周り、自治会の皆様の共通認識として持っていて、その上で、ごみの量の処理の問題とかいうことを議論していきかけたというのが今日の感想です。だから、当たり前として受け入れるのではなく、地域としては、なるべく少ないごみでやってもらいたい。これをどう生かしていくのかという視点を忘れて、協力とか、相互援助とかというような議論ばかりしていると、どんどん膨らんでしまうのだと思うんです。まずは、どうやったらごみを少なくしていけるか、地域としてはごみを少なくしてほしいと、こういう共通の認識の上で、この協定づくりを進めていただきたいと、そういうくくりを、会長さんのほうに最後まとめてもらえればすごくいいなと思うのですが、この辺を皆さんの理解の上で、進めていきたいと思っています。

ふじみ衛生組合と我々の地域の関係というのもありますし、お互い信頼するというようなことを、前提で進めていくべきだと思うんです。そこで厳しい協定をつくっていただきたい。何となくというような協定ではないようなものをぜひつくっていただきたい、このように思います。

## (2) 次回日程

事務局 : 次回日程について、3月23日水曜日か3月25日金曜日ということで、どちらかをお願いできればと思います。

(日程調整)

会長 : 次回は、3月23日水曜日、18時30分から開会いたしますので、よろしくご参集のほど、お願い申し上げます。

20時20分 散会